

宿泊税検討部会 検討事項とスケジュール

2024/06/17 第1回宿泊税検討部会

村長の諮問事項

2024年5月27日

資料 2

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会
検討部会の設置及び諮問事項等について

「令和5年度白馬村観光振興のための財源確保検討委員会報告書」を受け、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例第5条の規定に基づき以下の部会を設置し、各財源の詳細について諮問します。

1. 宿泊税検討部会（事務局：税務課）

諮問事項

- (1) 長野県と連動した村制度に関する事
- (2) 運用上の課題と対応（特別徴収義務者の負担軽減を含む）に関する事
- (3) 入湯税の最適化に関する事

2. 登山協力金検討部会（事務局：観光課）

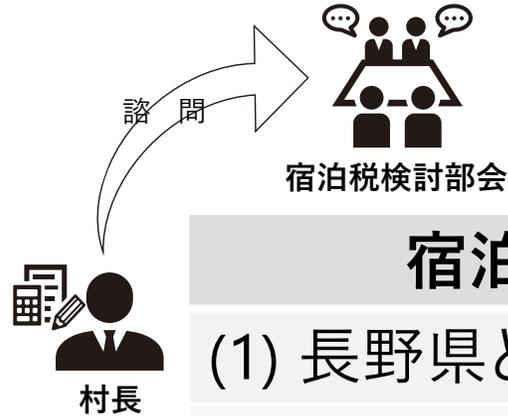
諮問事項

- (1) 対象者の範囲・捕捉に関する事
- (2) 協力金の額と徴収方法に関する事
- (3) その他制度実施に向けた課題と対応に関する事

3. 事業者負担金検討部会（事務局：総務課）

諮問事項

- (1) 事業者負担金制度の調査・研究に関する事
- (2) 事業者負担が考えられる業種・業態に関する事
- (3) その他制度実施に向けた課題と対応に関する事



宿泊税検討部会への諮問事項

- (1) 長野県と連動した村制度に関する事
- (2) 運用上の課題と対応（特別徴収義務者の負担軽減を含む）に関する事
- (3) 入湯税の最適化に関する事

1. 検討事項と到達点

検討事項	到達点
① 宿泊税制度の骨子に関する事	① 税制度の骨子案を決定すること
② 税条例に関する事	② 条例案を決定すること
③ 入湯税の最適化に関する事	③ 入湯税の最適化方針案を決定すること

① 宿泊税制度の骨子

- 長野県観光振興財源検討部会報告書（令和6年3月）では、県税制度の骨子が示されているものの、税率や免税点等といった主要項目は県における検討事項とされ、今年度、県庁内において検討される見込み

望ましい形を明示	県における検討事項
<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者 徴収方法 特別徴収義務者 課税期間 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 免税点 課税免除

- 県制度との連動、納税義務者と特別納税義務者の視点から村制度の骨子を検討

② 税条例

白馬村宿泊税条例（仮称）

条文化

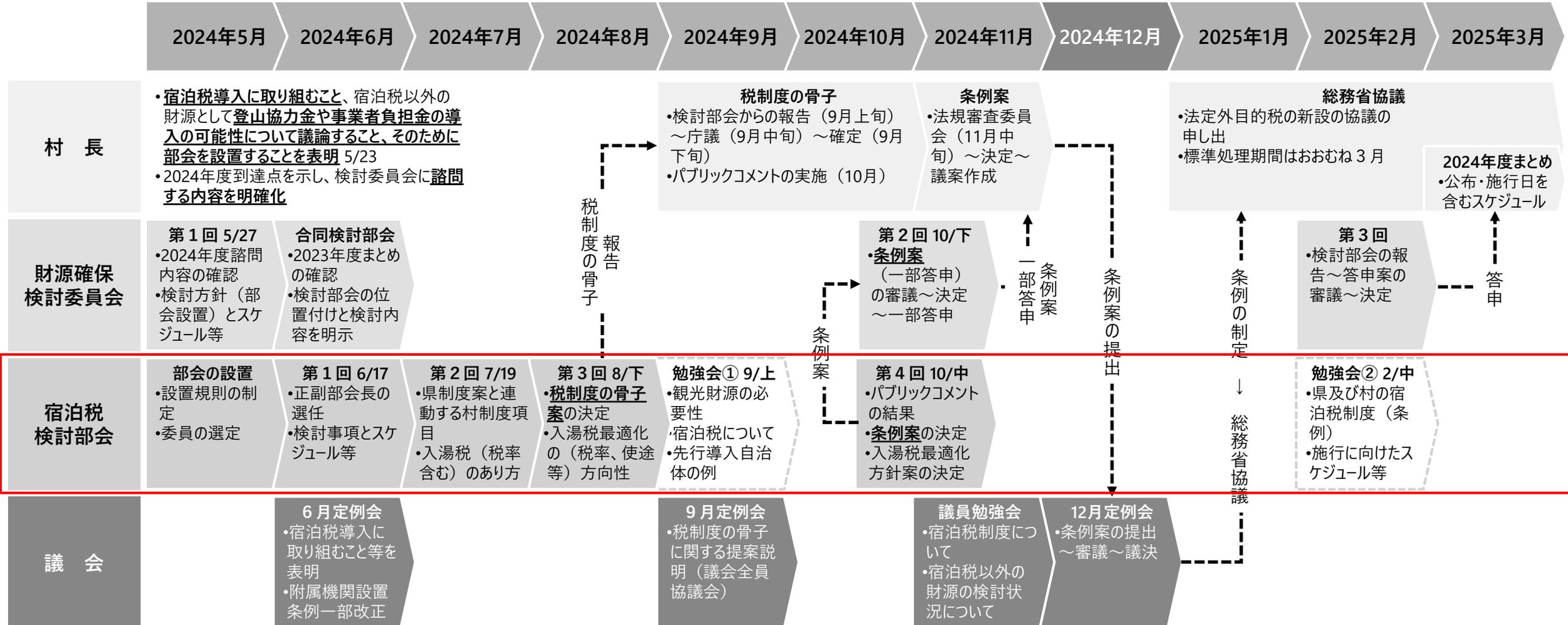


運用上の課題の洗い出しと対応の検討（特別徴収義務者の負担軽減を含む）

- 宿泊税の導入にあたり、税率と用途の最適化方針を検討
- 日帰り入湯客は50円、宿泊入湯客は150円としている税率について、用途や目的、課税客体等を整理し、かつ、納税義務者と特別納税義務者の納得感も考慮し、
- あわせて、白馬村温泉施設連絡協議会にて検討が進む入湯税の用途について、協議会の意見も聞きながら、税率と用途の最適化を検討

③ 入湯税

2.スケジュール



税制度の骨子

- 1.納税義務者（担税者）
- 2.徴収方法及び特別徴収義務者
- 3.税率及び免税点
- 4.課税免除
- 5.課税期間（見直し期間）

1.納税義務者（担税者）

1.1.先行導入自治体の例

自治体名	施行年月	納税義務者（担税者）				課税標準
		旅館業法に規定する ホテルの宿泊者	旅館業法に規定する 旅館の宿泊者	旅館業法に規定する 簡易宿所の宿泊者	住宅宿泊事業法に規定する 住宅宿泊事業に係る ※1 施設（民泊）の宿泊者	
東京都	H14.10	○	○	—	—	宿泊数 （倶知安 町は宿泊 料金）
大阪府	H29.01	○	○	○	○	
福岡県	R02.04	○	○	○	○	
京都市	H30.10	○	○	○	○	
金沢市	H31.04	○	○	○	○	
倶知安町	R01.11	○	○	○	○	
福岡市	R02.04	○	○	○	○	
北九州市	R02.04	○	○	○	○	
長崎市	R05.04	○	○	○	○	
二セコ町	R06.11	○	○	○	○	
※2 長野県	R06検討	宿泊施設の形態と受ける行政サービスの相関性は低く、課税対象となる施設とそうでない施設が生じるのは、公平性に欠けるとの考えから、対象施設を限定せず、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊の宿泊者を対象とすることが望ましい				

※1 大阪府、福岡県及び北九州市においては、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）の宿泊者も対象

※2 長野県観光振興財源検討部会報告書（令和6年3月）

1.納税義務者（担税者）

1.2.先行導入自治体における対象施設数

自治体名	施行年月	対象施設数			計	備考
		旅館業法に規定する <u>ホテル・旅館・簡易宿所</u> ※1	住宅宿泊事業法に規定する 住宅宿泊事業に係る 施設 <u>(民泊)</u> ※2	国家戦略特別区域法に規定 する認定事業に係る施設 <u>(特区民泊)</u> ※3		
東京都	H14.10	3,774	—	—	3,774	ホテル・旅館のみ対象
大阪府	H29.01	2,318	1,840	4,349	8,507	
福岡県	R02.04	673	193	0	866	福岡市及び北九州市を除く
京都市	H30.10	3,444	606	0	4,050	
金沢市	H31.04	451	32	0	483	
倶知安町	R01.11	548	50	0	598	
福岡市	R02.04	662	589	0	1,251	
北九州市	R02.04	169	44	3	216	
長崎市	R05.04	228	55	0	283	
二セコ町	R06.11	296	29	0	325	
長野県	R06検討	6,616 (1,112)	120 (0)	0	6,736 (1,112)	() 内は白馬村 ※4

※1 令和4年度衛生行政報告例（厚生労働所）

※3 特区民泊の動き 実績（国土交通省、R06.03.31時点）

※2 住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧（国土交通省、R06.01.15時点）、北海道、福岡県及び長崎県のホームページ

※4 長野県食品・生活衛生課オープンデータ（2024年2月29日 旅館業法に基づく許可）旅館・ホテル：375、簡易宿所：737

2.徴収方法及び特別徴収義務者

2.1.先行導入自治体の例

自治体名	施行年月	徴収方法	特別徴収義務者	特別徴収義務者の事務負担の軽減
東京都	H14.10	特別徴収の方法	旅館業又は宿泊事業の経営者 (宿泊事業者等)	<p>特別徴収義務者の事務負担に配慮するとともに、適切な申告・納入を慫慂するため、納期内完納額に対して一定の率を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多くが2.5%としており、中には期間特例加算や電子申告加算を措置する自治体も • コセコ町では、交付金の率を5.0%と他自治体より高く設定しているほか、施設規模に応じたプッシュ型交付金を措置（2024年度限り） • 長崎市では、既存のレジシステムの回収又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助
大阪府	H29.01			
福岡県	R02.04			
京都市	H30.10			
金沢市	H31.04			
倶知安町	R01.11			
福岡市 ^{※1}	R02.04			
北九州市 ^{※1}	R02.04			
長崎市	R05.04			
コセコ町	R06.11			
長野県 ^{※2}	R06検討	個々の宿泊者から直接徴収することは現実的に困難であるとの考えから、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とすることが 望ましい	事務負担の軽減には十分な配慮が必要	

※1 福岡県が課する宿泊税がある場合は、県宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行う

※2 長野県観光振興財源検討部会報告書（令和6年3月）

3.税率及び免税点

3.1.先行導入自治体の例

自治体名	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	倶知安町 ^{※1}	福岡市 ^{※2}	北九州市 ^{※2}	長崎市	二セコ町	長野県
税率	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	定率制 宿泊料金の2.0%	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額	R06検討
免税点	10,000円	7,000円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	免税点設定の要否について検討していただきたい
～5,000円	非課税	非課税	200円	200円	200円	100円	200円	200円	100円	100円	観光振興施策の方向性や税のコンセプトを踏まえ、納税義務者や特別徴収義務者をはじめ、広く納得感の得られる税率・税額となるよう検討していただきたい
5,001円～6,999円	非課税	非課税	200円	200円	200円	100円	200円	200円	100円	200円	
7,000円～9,999円	非課税	100円	200円	200円	200円	140円	200円	200円	100円	200円	
10,000円～14,999円	100円	100円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	
15,000円～19,999円	200円	200円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	200円	200円	
20,000円～49,999円	200円	300円	200円	500円	500円	400円	500円	200円	500円	500円	
50,000円～99,999円	200円	300円	200円	1,000円	500円	1,000円	500円	200円	500円	1,000円	
100,000円～	200円	300円	200円	1,000円	500円	2,000円	500円	200円	500円	2,000円	
R04徴収実績	15.8億円	10.6億円	13.1億円	30.5億円	7.8億円	2.4億円	19.1億円	3.3億円	R05.04.01施行	R06.11.01施行	
^{※3} R04延べ宿泊者数	59,037千人泊	30,522千人泊	13,994千人泊	19,078千人泊	2,640千人泊	676千人泊	10,913千人泊	2,131千人泊	1,768千人泊	478千人泊	14,172千人泊

※1 倶知安町の税額は、宿泊料金区分の範囲内の最低宿泊料金に税率（2.0%）を乗じて得た額

※2 福岡市及び北九州市は、福岡県の宿泊税50円を含んだ額

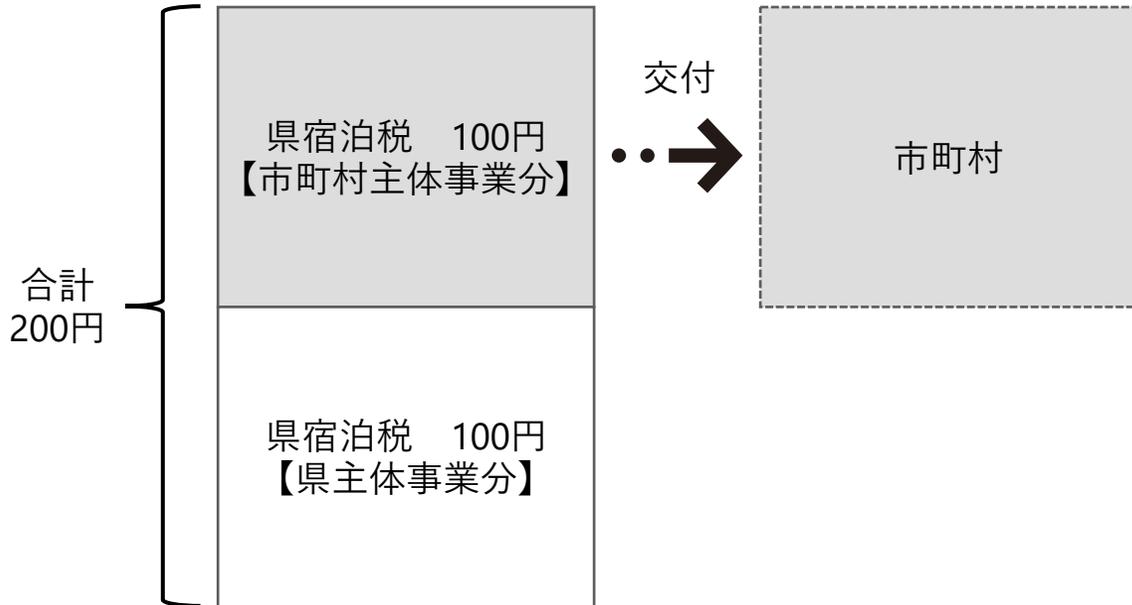
※3 観光庁宿泊旅行統計調査等

3.税率及び免税点

3.2.県と市町村が同時に宿泊税を導入した例（福岡県・福岡市・北九州市）

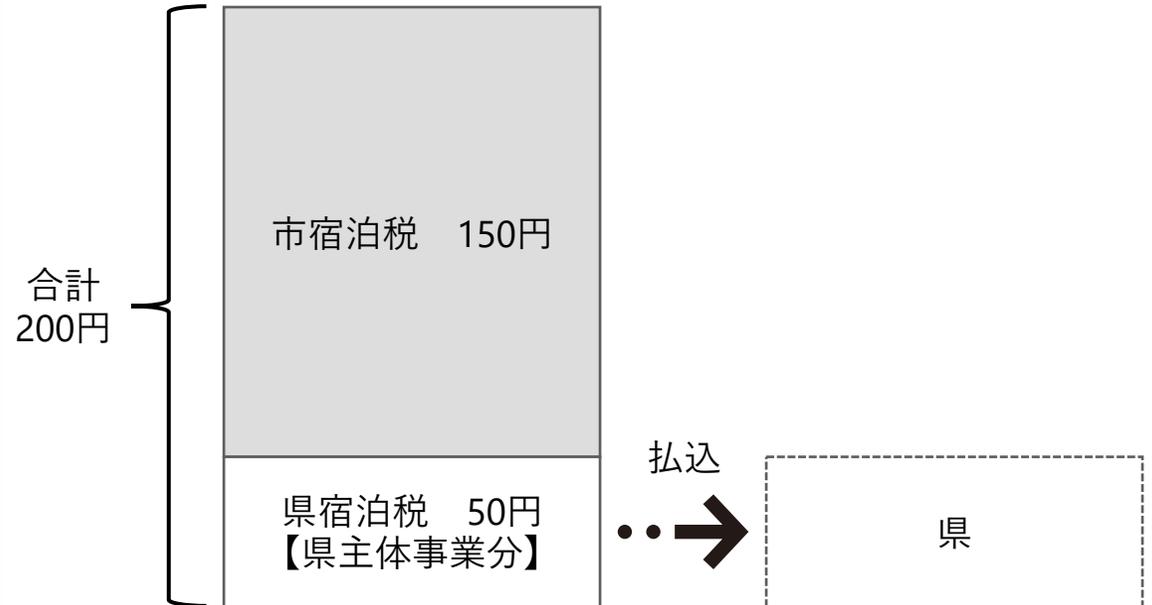
福岡県（福岡市・北九州市以外の市町村に適用）

- ・福岡県内一律200円の課税（福岡市・北九州市は除く）
- ・福岡県が賦課徴収し、50%（100円）を福岡市・北九州市以外の市町村へ交付



福岡市・北九州市のみに適用

- ・市が県税に係る賦課徴収も併せて行い、うち50円（県主体事業分）を県へ払込み
- ・福岡市では、1泊2万円以上の宿泊税は450円（宿泊者は県税50円を加算した500円を負担）



北九州市内及び福岡市内における県宿泊税の特例（市内施設における宿泊に対する税率は一人一泊につき50円）

（参考）長野県観光振興財源検討部会報告書（令和6年3月）

県内において、市町村が県と同様に独自の観光振興財源の検討を行っている状況を踏まえ、県内市町村が県と同趣旨の財源（税）を導入する場合は、制度が複雑化し、旅行者の納税の負担感や事業者の事務負担の増大が懸念されることから、県の税率を一定程度引き下げ、市町村の課税余地を増やす等の調整を検討する必要がある。

4.課税免除

4.1.先行導入自治体の例

自治体名	施行年月	修学旅行等の学校行事（大学を除く）に係る宿泊	職場体験に係る宿泊	部活動又は地域のクラブチーム（大学を除く）として参加するスポーツ大会・文化大会に係る宿泊
東京都	H14.10			
大阪府	H29.01			
福岡県	R02.04			
京都市	H30.10	課税免除		
金沢市	H31.04			
倶知安町	R01.11	課税免除	課税免除	
福岡市	R02.04			
北九州市	R02.04			
長崎市	R05.04	課税免除		課税免除
ニセコ町	R06.11			
※ 長野県	R06検討	学習旅行については、学校行事の一環であることや、他自治体の事例も踏まえ、課税免除の設定又は助成金制度などの負担軽減策を <u>検討していただきたい</u>		

※ 長野県観光振興財源検討部会報告書（令和6年3月）

5.課税期間（見直し期間）

5.1.先行導入自治体の例

自治体名	施行年月	5年ごとに見直し	条例施行後は3年、その後は5年を目途に見直し
東京都	H14.10	○	
大阪府	H29.01	○	
福岡県	R02.04		○
京都市	H30.10	○	
金沢市	H31.04	○	
倶知安町	R01.11	○	
福岡市	R02.04		○
北九州市	R02.04		○
長崎市	R05.04	○	
二セコ町	R06.11	○	
長野県 [※]	R06検討	他自治体の事例や本県の「長野県森林づくり県民税」の制度を踏まえ、5年ごとに見直しをすることが <u>望ましい</u> 制度開始当初は3年で検討を行うべき	

※ 長野県観光振興財源検討部会報告書（令和6年3月）